

吸収合併に関する事後開示書面

(吸収合併に関する事後備置書面)

2025年4月1日

東海エレクトロニクス株式会社

2025 年 4 月 1 日

名古屋市中区栄三丁目 3 4 番 1 4 号
東海エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 大倉 慎

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後備置書面)

東海エレクトロニクス株式会社は、2025 年 1 月 30 日付で東海オートマチックス株式会社との間で締結した合併契約書に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、東海エレクトロニクス株式会社（以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社、東海オートマチックス株式会社（以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び同法施行規則第 200 条に定める事項は、下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日

2. 消滅会社における法定手続きの経過

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法 784 条の 2）

消滅会社は、存続会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

消滅会社は、存続会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

新株予約権を発行していないので、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

2025 年 2 月 25 日付けの官報にて公告を行うとともに 2025 年 1 月 31 日付で知れたる債権者に対する個別催告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 存続会社における法定手続きの経過

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法 796 条の 2）

本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第797条）

本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第799条）

2025年2月25日付けの官報にて公告を行うとともに2025年1月31日付で電子公告にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 本合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、効力発生日をもって、消滅会社の資産・負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

本合併の効力発生日である2025年4月1日から2週間以内に行う予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併に関する事前備置書面)

2025年1月31日

東海エレクトロニクス株式会社

東海オートマチックス株式会社

2025 年 1 月 31 日

名古屋市中区栄三丁目 3 4 番 1 4 号
東海エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 大倉 慎

名古屋市中区栄三丁目 3 4 番 1 4 号
東海オートマチック株式会社
代表取締役社長 梶浦 聖博

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)

(吸収合併存続会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

東海エレクトロニクス株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び東海オートマチック株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両者間で 2025 年 1 月 30 日付合併契約を締結し、2025 年 4 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 「合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を東海財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以降の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以降も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。従いまして、本合併効力発生日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 備置き開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上